

## インボイス制度対応方針

株式会社 浅沼組

- (1) 適格請求書発行事業者登録のお願いは、協力の依頼のみであり、強要はいたしません。
- (2) 適格請求書発行事業者登録をしないことを理由にして、一方的な取引打ち切りや、消費税相当額の一部または全部を支払わない行為をいたしません。
- (3) 適格請求書発行事業者登録によって、免税事業者から課税事業者に転換したお取引先様より、従前、免税事業者であったことを前提に設定していた単価の見直し要請があった場合に、価格交渉に応じず一方的に従来どおりの単価に据え置く行為をいたしません。